

保存版

新型インフルエンザ等対策

郡山市では、新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しました。計画には、感染拡大や日常生活への影響を少なくするために、市民のみなさん、郡山市、医療機関などがそれぞれの役割を担いながら行動をしていくことを盛り込んでおります。

ご覧いただき、今から発生に備えて準備を進めていきましょう。

I 新型インフルエンザ等とは

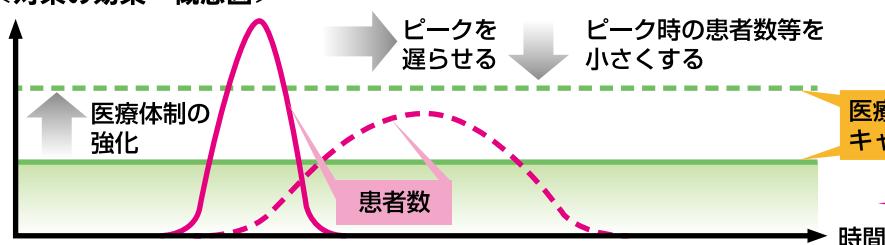
新型インフルエンザ等とは、新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新感染症となっており、毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザと異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ短い期間のうちに感染し、世界的大流行(パンデミック)となる恐れがあります。

新型インフルエンザ	鳥インフルエンザが、新たに人から人に感染する能力を有することとなり、そのウイルスを病原体とするインフルエンザ
再興型インフルエンザ	かつて世界的規模で流行し、その後流行せず長期間経過し、多くの人が免疫を持っていないインフルエンザ
新 感 染 症	人から人に感染すると認められる疾病であって、これまでに知られている感染症と症状等が明らかに異なり、その感染力及び、罹患した場合の危険性が極めて高い感染症

II 新型インフルエンザ等の対策の目的

- ①感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ②市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

<対策の効果 概念図>



対策を行うことで、感染のピーク時を遅らせるとともに、ピーク時の患者数を小さくすることができ、医療の体制の強化につながります。

III 郡山市新型インフルエンザ等対策行動計画

郡山市は、新型インフルエンザ等の状況により5つの発生段階に分類し対策を定めています。

<発生段階別の市内の状態>

市行動計画の発生段階	状 態
未 発 生 期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海 外 発 生 期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国 内 発 生 早 期 (市内未発生期～市内発生早期)	国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で把握できる状態
県 内 感 染 期 (市内未発生期～市内感染期)	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 (感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む)
小 康 期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

ここからは、発生段階ごとの具体的な行動対策です。状況に応じた対応をしましょう。

未 発 生 期

地 域



新型インフルエンザ等の発生により食料品、生活必需品の生産・流通等に影響が出ることが考えられます。

- 正しい知識、発生時の行動などの情報を収集しておきましょう。
- 学校等の長期休業に備えた家庭内での対応方法などを話し合っておきましょう。
- 食料品・生活必需品等を備蓄しておきましょう。
- パンフレット最終ページに「新型インフルエンザ等対策における備蓄物品リスト例」があります。

海外発生期～市内発生早期

地 域



- 市内発生に備え、正しい知識、発生時の行動などを確認します。
- 学校の長期休暇に備え、家庭内での役割など対応方法を確認します。
- 食料品や生活必需品の備蓄状況を確認しておきます。
- 郡山市の呼びかけにしたがって住民接種(予防接種)^{※1}を受けます。

郡 山 市

相談窓口
(新型インフルエンザ等)^{※2}

帰国者・接触者相談センター^{※3}

! 発生国からの帰国者等で、発熱・呼吸器症状等がある場合

必ず 電話相談をしてください。
新型インフルエンザ等が疑われる場合は、「帰国者・接触者外来」^{※4}を紹介します。

医 療 機 関



入院患者受入医療機関

検査の結果、新型インフルエンザ等と確定した場合に入院

帰国者・接触者外来^{※4}

発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者で、発熱・呼吸器症状がある方を診察

市内感染期

市内に感染が広がる前までに医療体制の切替えの準備を進め、市内で感染が広がった場合には、診療を一般の医療機関で行うよう切り替えます。また、不要不急の外出の自粛要請など、市民の健康や医療・社会・経済機能などへの影響を最小限に抑えるための対策をさらに強化して実施していきます。

地域



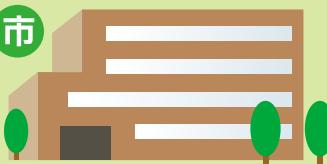
- 感染防止対策を徹底します。
- 不要不急の外出は自粛します。
- 学校休業に対応します。
- 郡山市の呼びかけにしたがって住民接種（予防接種）※1を受けます。

新型インフルエンザを疑う症状がある場合

市内発生早期までの診療体制とは異なりますのでご注意ください。

「帰国者・接触者相談センター」※3 及び
「帰国者・接触者外来」※4 を中止し、
一般の医療機関での診療へ移行します。

郡山市



相談窓口(新型インフルエンザ等)※2

医療機関



一般の医療機関

市内感染期になってからは、一般的な医療機関で新型インフルエンザ等に係る診察を行います。
(新型インフルエンザ等に係る診察を行わない医療機関もあります。)

入院患者受入医療機関
重篤な場合には、患者の入院対応・治療を行います。



緊急事態宣言時の対応

新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)に基づき、国が緊急事態宣言※5をした場合、郡山市は福島県とともに下記の対応を行います。

- 不要不急の外出自粛・学校等の施設の使用制限の要請など
- 住民接種（予防接種）(特措法に基づくもの)※1



小康期

- 相談窓口(新型インフルエンザ等)※2の縮小・終了
- 流行の第二波に備えた準備



※1 住民接種…住民への予防接種。ワクチン及び接種体制が整い次第、国が定める優先順位に従い順次行う予防接種。

※2 相談窓口(新型インフルエンザ等)…帰国者・接触者相談センターと合わせて設置される一般的な問い合わせに対応する相談窓口。

※3 帰国者・接触者相談センター…新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者で発熱・呼吸器症状等がある方の相談窓口。

※4 帰国者・接触者外来…新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者で発熱・呼吸器症状等がある方を診察する外来。

※5 緊急事態宣言…緊急措置をしなければ、医療の限界を超えて、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを国民に示すもの。

IV 日頃から感染防止対策を心がけましょう

①十分な栄養と睡眠をとり、体力や抵抗力を高める。



②咳エチケット(咳が出るときに周りの人に感染させないためのマナー)を心がける。

- ☆咳やくしゃみをするときは鼻と口をティッシュなどで覆う。
- ☆使用したティッシュはすぐにフタ付のゴミ箱に捨て、手を洗う。
- ☆咳やくしゃみなどの症状がある人は、マスクを着用し鼻や口を覆う。



③外から帰ったときは
流水で手を洗い、
うがいをする。



④新型インフルエンザの感染拡大のピークは2週間程度となっており、その間外出を控えるよう食料品・日用品・衣料品などを備蓄しておく。



新型インフルエンザ等対策における備蓄物品リスト例

- 長期保存が可能な食料品
(米、乾めん、乾パン、缶詰等)
- 水
- 育児用調製粉乳
- マスク(不織布製)
- 体温計
- ゴム手袋(破れにくいもの)
- 水枕・氷枕(頸部やわきの下の冷却用)
- 漂白剤(次亜塩素酸を含み消毒効果があるもの)
- 消毒用アルコール
- 常備薬(胃腸薬、痛み止め、その他持病の処方薬)
- ガーゼ・コットン・ばんそうこう
- トイレットペーパー・ティッシュペーパー
- 洗剤・せっけん・シャンプー・リンス
- 生理用品(女性用)・紙おむつ
- ビニール袋(汚染されたごみの密封等に利用)
- カセットコンロ・コンロ用のガス
- 懐中電灯・乾電池



※上記は一例で、それぞれのライフスタイルに合せ準備しておきましょう。

消毒液の作り方

台所用塩素系漂白剤(5%)を原液とした場合

通常のお掃除用

- 調理器具やドアノブ、手すりなど

0.02%
キャップ
1杯



1lのペットボトルに水を入れ、キャップ1杯(5ml)の漂白剤を加える

汚れがひどい場所用

- おう吐物やふん便が付いた床、衣類など

0.1%
キャップ
2杯



500mlのペットボトルに水を入れ、キャップ2杯(10ml)の漂白剤を加える